

2 取組事項

公正・透明な行財政運営の確立

ア コンプライアンスの徹底、内部牽制機能の確保

県民の理解や協力を得ながら、様々な施策や事業を推進していくためには、県の組織運営が、県民の信頼に足る公正なものでなければならないことは、言うまでもありません。

このため、職員のコンプライアンス（法令・規範の遵守）の徹底や、不祥事の発生を未然に防ぐ内部牽制機能の確保について、引き続き全庁的に取組みを進めるとともに、今後は各職場における主体的な取組みの強化を図ります。

〔主な取組項目〕

（ア）コンプライアンスの徹底

（a）コンプライアンス推進計画の策定・実施（総務部/各部局）

- ・「千葉県コンプライアンス基本指針」に基づき、毎年度、コンプライアンス推進計画を策定し、推進事業の計画的な実施に取り組みます。

（b）研修によるコンプライアンス意識の向上（総務部/県土整備部/出納局）

- ・職位別の研修において、コンプライアンスの「知識」だけでなく「日常業務における意識付け」を徹底します。
- ・物品契約・財務会計事務担当者や建設工事等の入札・契約事務担当者研修などにおいて、コンプライアンスに関するカリキュラムを充実強化します。

（c）各職場等におけるコンプライアンス徹底等の取組みの推進（総務部/各部局）

- ・各所属や部局におけるリスクマネジメントやコンプライアンスの徹底の取組みを、OJT*を活用して強化するとともに、これらの取組みの全庁的な共有を進めます。

*【OJT】：「職場学習」（On the Job Training）の略です。本計画では、OJTを単なる業務の習得方法としてではなく、組織マネジメントの向上や職員の自律的な成長等を目的とした、各職場における計画的・継続的な人材開発の手法として位置付けています。

(イ) 内部牽制機能の確保

(a) 特別監察*の実施（総務部）

- ・ 経理に関する特別監察について、抜き打ち調査の実施など、全庁的に緊張感を持たせながら実施します。
- ・ 特別監察について、経理以外の事務等への対象の拡大と体制の拡充を図ります。

(b) 会計検査の的確な実施（出納局）

- ・ 本庁・出先の全機関を対象とした実地検査の結果を分析した上で、検査項目の重点化等、より効果的な検査方法を確立・実施していきます。

(c) 内部通報への的確な対応（総務部/教育庁）

- ・ 内部通報制度の周知徹底を図るとともに、通報事案の調査の実施結果について、外部有識者により検証を行います。

(d) 物品調達・物品管理の適正な実施（総務部/各部局）

- ・ 知事部局等の各所属で使用する物品の調達について、集中調達機関において、一括して共通消耗品の単価契約を実施するほか、一定額以上の物品の契約の相手方の決定を行います。
- ・ 公営企業等においても同様の取組みを実施します。

イ 県政情報の透明性の向上

県政への県民の理解と参加を促進していくため、行政文書の開示制度の適正な運用や、県政情報の積極的な提供などにより、県政情報の透明性の向上に取り組んでいきます。

特に、県政運営の基盤となる財政については、仕組みが複雑となっているほか、専門的な言葉が多く用いられているため、公表資料をわかりやすく情報提供していきます。

〔主な取組項目〕

(ア) 情報公開の推進（総務部）

- ・ 県民への説明責任を果たすとともに、県政の公正な運営の確保を図るため、情報公開制度の適正な運用を図ります。

(イ) わかりやすい財政情報の提供（総務部）

- ・ 予算書・決算書、財政指標、財政改革の取組み、県債の発行等の各種財政情報について、県民の視点に立って、わかりやすい資料として公表します。

*【特別監察】:「特別監察」は、県庁の内部統制機能を強化するため、千葉県独自の制度として、平成 21 年に総務部内に専門組織である特別監察室を設置し、経理事務に係る監察等を実施しているものです。また、特別監察室は、知事部局等における内部通報窓口としての機能も担っています。なお、経理事務の適正化等に関する既存の制度としては、知事（出納局）による会計検査（地方自治法第 149 条第 1 項第 5 号） 知事の指揮監督から独立した県の執行機関である監査委員による定期監査（同法第 199 条第 1 項・第 4 項）・決算審査（同法第 233 条第 2 項）・例月出納検査（同法第 235 条の 2 第 1 項） 外部監査人との契約により実施する包括外部監査（同法第 252 条の 37） 県議会による決算認定（同法第 96 条第 1 項第 3 号）等があります。